

當局等ニヨツテ東舞サレテキテ思フ存分活動ガ出來ヌコト、徹底的
 闘争ニハ議會闘争ヲバジメ全体的闘争ガ必要デアリ、ソレト結合合
 流シナケレバナラヌコトヲ充分ニ宣傳シテオク必要ガアル。(バク
 ロ方針参照)

選舉前ノ日常闘争ハ水イブルジョア政黨ト大衆ノ情實ヲ切斷シ得ル
 唯一ノモノデアリ、選舉闘争ヲ通ジテ組織ヲ與ヘ得ルベルトデモア
 ル。

三、中心政策

A、原則的政策

- 1、選舉權被選舉權ヲ拾八歳以上ノ男女ニ與ヘヨ、
- 2、市町村長ハ一般投票デ決メヨ。
- 3、内務大臣ノ市町村會解散權ヲヤメヨ。
- 4、市町村ノ監督權ヲ大臣カラ離シテ議會ヘ。
- 5、重要議案ハ一般投票デ決メヨ。

- 6、町村會ノ議長ハ議員カラ出セ。
- 7、地租、營業收益稅、家屋稅ヲ市町村ニ移讓セヨ。
- 8、特別戶數制ヲ廢メヨ。
- 9、特別地稅、營業稅並ニソノ附加稅ヲ廢メヨ。
- 10、府縣稅雜種稅中ノ勤勞大衆負擔ノ惡稅ヲ廢メヨ。
(例、船、車、馬、牛、等々)
- 11、義務教育費ハ全部國家カラ出セ。

B、現實的政策

現實ノ政策トシテハ以上ノ原則的政策ヲ戰ヒ取ルタメソノ足場
 トシテ現實ニ今戰ヒ取レルヨウナ政策トシテ要求シ闘フコトガ
 アル。頭カラ原則的政策ヲ叫ンデモ大衆ノ動カナイ程シカワレ
 等ノ日常闘争ガ進ンデキナイトコロデハコノ現實的政策ヲ掲ゲ
 ネバナラナイデアラウ。ソレハ主トシテ財政ト施設ノ政策ガ多
 イ。又、ソノ地方ノ情勢ニヨツテ適當ニ掲ゲルコトダ。